



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 みなと銀行  
代表者名 取締役頭取 尾野 俊二  
(コード番号 8543 東証第一部)  
問合せ先 常務執行役員企画部長 織田 研二郎  
( TEL 078 - 333 - 3224 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 16 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、業務執行を行わない取締役および監査役において、責任限定契約を締結することが認められましたので、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 36 条および第 44 条について所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 36 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 取締役および取締役会  ( <u>社外取締役</u> の責任限定契約) 第 36 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第 5 章 取締役および取締役会  ( <u>取締役</u> の責任限定契約) 第 36 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 監査役および監査役会</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 44 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 監査役および監査役会</p> <p>(<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 44 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定）

平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日（予定）

平成 27 年 6 月 26 日

以上